手 術 施 設 基 準 実 績 件 数

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 東海北陸厚生局長に届け出た手術実施件数(令和6年1月~令和6年12月)

区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	16
ウ	鼓室形成手術等	0
工	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
1	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
工	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
工	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

その他の区分に分類される手術		手術件数
ア	人工関節置換術	0
1	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
工	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを	0
	含む。) 及び体外循環を要する手術	
7	経皮的冠動脈形成術	
	経皮的冠動脈粥腫切除術及び	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	